

広島県告示第六百六十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第三項の規定による外郭施設の建設について、次のとおり通知があった。

令和七年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 通知者

広島県広島市中区上八丁堀六番三〇号

中国四国防衛局長 田實博幸

二 施設の所在する水域の範囲

広島県江田島市江田島町国有無番地地先

三 施設の種類及び規模（施設の種類、規模及び構造）

1 種類

護岸

2 規模

I 工区 延長 六一・八三メートル

II 工区 延長 四一・三〇メートル

四 施設の建設の工事の開始及び完了の予定期日

1 開始予定期日

令和七年八月十二日

2 完了予定期日

令和九年二月二十八日

五 施設の使用及び管理の計画

施設管理者（海上自衛隊第一術科学校）にて適切な使用及び管理を行う。